○法務省告示第三百三十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十三年五月三十一日法務省告示第二百七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月四日

法務大臣　江田　五月

第一号の表中「機械加工」を「機械加工、機械検査」に改める。

○法務省告示第三百三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年十月八日法務省告示第五百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月四日

法務大臣　江田　五月

第二号の表に次のように加える。

株式会社洞爺湖温泉観光ホテル	北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉三十三番地	ホテル業務

○法務省告示第三百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月四日

法務大臣　江田　五月

第二号の表株式会社オンダ製作所の項中「機械検査、機械加工」を「機械検査、機械加工、プラスチック成形」に改める。

○法務省告示第三百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年七月四日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月四日

法務大臣　江田　五月

第二号の表日東鉄工株式会社、ニッケン産業株式会社及び沼田金属工業株式会社の項を削る。

第二号の表丸眞重工株式会社の項を次のように改める。

株式会社レーザックス	愛知県知立市新林町小深田七番地	鋳造、機械加工、仕上げ

第二号の表丸真精機株式会社及び株式会社レーザックスの項を削る。

○文部科学省告示第百十六号

選定保存技術烏梅製造の保持者中西喜祥（平成七年文部省告示第七十六号）は、平成二十三年三月五日死亡したので、当該保持者の認定及び選定保存技術烏梅製造の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項の規定により解除された。

平成二十三年七月四日

文部科学大臣　髙木　義明

○農林水産省告示第千二百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷五二一六の一、五二一六の二、五二一六の七、五二一七の一、五二一八の一、五二一九、五二二二の一、五二二三の一、五二二三の三、五二二四、五二二五の一、五二二九、五二三〇、五二三一の一、五二三二から五二三四まで、五二三五の一、五二三六の一、五二三七の一、五二三七の二、五二三八、五二五一、五二七一、五二七五、五二七六、五二七七の一、五二七七の二、五二七七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月四日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷五二三九から五二四一まで、五二四三の一から五二四三の三まで、五二四四、五二四五の一、五二四五の二、五二四六の一、五二四六の二、五二四七の一から五二四七の六まで、五二四八から五二五〇まで、五二五二から五二五五まで、五二五八、五二六三、五二六四、五二六八から五二七〇まで、五二七二、五二七三、五二七四の一から五二七四の三まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年七月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十五年七月十一日から平成二十九年三月三十一日まで

三　施行地区　愛知県常滑市字椎垂木、字西梨木、字北古千代、字南古千代、字黒山、字乳母子、字飛渡、字南飛渡、字奥夏敷、字千代、字乙田、字飛渡川、字広内の各一部、字梨木、字夏敷の各全部

四　土地区画整理事業の名称　常滑都市計画事業常滑西特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　愛知県常滑市榎戸字午新田二百三十二番地

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十五年七月十一日

七　土地区画整理事業の名称の変更の内容　知多都市計画事業常滑西特定土地区画整理事業

八　施行規程の変更（第二回）及び事業計画の変更（第二回）の認可の年月日　平成二十三年七月四日

○国土交通省告示第七百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月四日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮の谷川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

鳥取県西伯郡南部町倭字大平ル山　五番及び六番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）